

下水道を使用する工場・事業場の皆様へ

石狩湾新港地域公共下水道における 事業場排水の水質規制等について

北海道空知総合振興局札幌建設管理部



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

目 次

1	はじめに	・・・ 1
2	水質基準及び規制	・・・ 1
3	公共下水道を使用する際に必要となる届出	・・・ 2
4	悪質水排出事故時の措置	・・・ 3
5	用語の解説	・・・ 3
6	(別表1) 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容	・・・ 4
7	(別表2) 必要な届出一覧	・・・ 5
8	(別表3) 下水道法特定施設一覧表	・・・ 6

1 はじめに

公共下水道は、私たちの生活環境を清潔で快適なものにしてくれるとともに、河川や海の水質を保全するためのなくてはならない施設です。

しかし、工場や事業場からの有害な物質等を含んだ悪質な下水がそのまま排出されると、下水道管が腐食するなど、施設を損傷させたり、下水処理場での微生物に悪影響を与え、処理場の機能を著しく低下させる恐れがあるため、一定の基準以下に処理してから下水道へ排除しなければなりません。

このため、事業者の皆さんが公共下水道を使用する場合の水質基準や、届出内容などについての概要を、次により説明します。

2 水質基準及び規制

工場や事業場が、公共下水道へ下水を排除する場合は、業種別に一定の**基準値**以下にしなければ流すことはできません。(別表1参照)

水質基準を超える下水を排除する場合には、**水質基準**以下にするよう**除害施設**を設置するなどの必要な措置をしなければなりません。

また、水質基準が守られるよう、下水の排除にあたっては次のような規制があります。

(1) 下水の排除の制限による規制

(下水道法(以下「法」という。)第12条の2及び北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例(以下「条例」という。)第14条)

特定事業場で、「別表1」の「●」印のついた項目は、事業場からの排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります。

(法第46条：5年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

また、水質基準を超える恐れがあると認められる場合には、下水処理方法等の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることもあります。(法第37条の2)

(2) 除害施設の設置等による規制

(法第12条、第12条の11及び条例第15条)

上記(1)の「下水の排除の制限による規制」を受ける者を除き、「別表1」の「○」印のついた項目は、排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることはありませんが、下水の水質改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあり、これに違反したときは処罰されることがあります。

(法第45条：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

また、水質規制に伴い、次のように立入検査、報告を求める場合もあります。

■ 立入検査

公共下水道管理者は、公共下水道の機能等を保全するため、必要な限度において事業所の排水設備、特定施設、除害施設等の検査を行うことができます。(法第13条)

検査の際は、事業場からの排水の水質検査や、**除害施設**の清掃状況について確認することがあります。

また、**特定施設**の設置者においては、下水の水質を測定し、その記録を所定の記録表により5年間保存する必要がある(法第12条の12)ことから、この記録を確認させていただく場合もあります。

■ 報告の義務

公共下水道管理者は、公共下水道を適正に管理するため、必要な限度において、工場・事業場の設置者に、事業場の状況、**除害施設**、排除する下水の水質等に関して、必要な報告を求めることができます。(法第39条の2)

※ 上記について、必要な届出・対応を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合、若しくは、公共下水道管理者の求めに応じなかった場合は、処罰されることがあります。

3 公共下水道を使用する際に必要となる届出

特定施設を有する事業者、若しくは、**除害施設の設置が必要となる事業者**の皆様は、施設の設置及び改築等を行う際に、下水道管理者へ届出が必要となります。(別表2参照)

4 悪質水排出事故時の措置

特定事業場においては、政令等で定める有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生した場合は、事業者自ら直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに公共下水道管理者へ事故内容の届出が必要となります。(法第 12 条の 9)

また、工場・事業場で、**除害施設**のメンテナンスを怠るなどして、別表 1 の水質基準を守らないで排水したことにより、下水道施設に腐食などの損傷を与えた場合には、工事に要する費用を事業者にご負担いただく場合があります。(法第 18 条)

同様に、下水道管を詰まらせるなどした場合には、清掃に係る費用をご負担いただくことがありますので、**除害施設**の点検はその施設毎の基準に基づいて適正に行われるようにしてください。

用語の解説

< 特定施設と特定事業場 >

「**特定施設**」とは、人の健康に係る被害を生じさせる恐れがある物質や、生活環境に係る被害を生じる恐れがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で、「**水質汚濁防止法施行令別表第 1**」に掲げられているものや、ダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で、「**ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2**」に掲げられているものをいいます。(別表 3 参照)

また、「**特定施設**」を設置している工場や事業場を「**特定事業場**」といいます。

「**特定事業場**」と「**非特定事業場**」とでは届出書類や排水規制が違いますので、皆さんの工場や事業場がどちらに該当するか「**別表 3**」で確認して下さい。

< 除害施設 >

工場・事業場 排水からの障害を除去するために必要な施設

「**別表 1**」の基準値以下となるよう、対象物質によって吸着・分離・凝集などによる除去や薬品・生物による処理など様々な除去方法があります。